

(訪問介護・訪問型サービス)

提供サービスの種類	訪問介護及び訪問型サービス
開設者名称	社会福祉法人 新ひだか町社会福祉協議会
事業所名称	ヘルパーステーション新ひだか社協
事業所所在地	〒056-0019 日高郡新ひだか町静内青柳町2丁目3番1号 新ひだか町社会福祉会館内
事業所電話番号	0146-43-0874
FAX番号	0146-43-2223
管理者名	宮口 信次
窓口担当者名	渡邊 未来子
職員数	7名
開設曜日及び開設時間	月曜日～金曜日(12月31日～1月5日まで休み) 8時45分～17時30分(但し訪問介護の需要により、24時間 提供可能な体制とする。)
事業所の特徴(PR)	土・祝日も必要に応じてサービスを提供しています。電話等 により24時間営業連絡が可能な体制をとり、職員間の情報 交換を密にし、チームワークでサービスの提供に努めており ます。
利用料金	別紙の利用料金表のとおり
ホームページ	

ヘルパーステーション新ひだか社協 サービス費用のめやす

●訪問介護(要介護認定の方)

身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
利用区分	訪問介護費(1回)	利用区分	訪問介護費(1回)
20分未満(但し、算定条件あり)	183 円	20分以上45分未満	200 円
20分以上30分未満	274 円	45分以上	246 円
30分以上1時間未満	435 円		
1時間以上	635円に所要時間30分増すごとに91円を加算した金額		

■ 身体介護中心で引き続き生活援助を行った場合は、20分以上で73円、45分以上で145円、70分以上で218円を加算します。

■ 特定事業所加算Ⅱ(当該基準の区分に10%を加算する)が該当となるため、上記の利用料金は加算された料金を掲載しています。

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に1月につき200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用の合計に15%の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅱ～サービス費用と他の加算の合計に10%の加算をします。

●訪問型サービス(事業対象者・要支援認定の方)

1か月につき	訪問型サービスⅠ	基本1(3回以上/月)	1,154 円	要支援1.2 事業対象者
	(週1回)	基本2(3回未満/月)	577 円	
	訪問型サービスⅡ	基本1(5回以上/月)	2,309 円	要支援1.2 事業対象者
	(週2回)	基本2(5回未満/月)	1,154 円	
	訪問型サービスⅢ	基本1(7回以上/月)	3,463 円	要支援2のみ
	(週3回)	基本2(7回未満/月)	1,732 円	

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用に15%相当の加算をします。

○介護職員処遇改善加算Ⅱ～サービス費用と他の加算の合計に10%相当の加算をします。

(例)月に4回 45分以上の生活援助を利用した場合

訪問介護費 246 円	×	4 回	=	計 984 円	+	特別地域加算 148 円	+	介護職員処遇改善加算Ⅱ 113 円	=	合計 1,245 円
----------------	---	-----	---	------------	---	-----------------	---	----------------------	---	---------------

(例) 訪問型サービスⅠ(週1回)基本1利用の場合の利用料金

1か月	訪問介護費 1,154 円	+	特別地域加算 173 円	+	介護職員処遇改善加算Ⅱ 133 円	=	合計 1,460 円
-----	------------------	---	-----------------	---	----------------------	---	---------------

■ 2割負担の方は、上記料金の2倍になります。

* 生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。